

子ども・若者支援専門職に関わる研究プロジェクトの経緯と到達点

— 子ども・若者支援の領域と「社会教育的支援」 —

生田周二

(奈良教育大学 次世代教員養成センター (ESD・課題探究教育部門))

Background and Achievement Points of the Research Project relating to Child and Youth Service Profession — the Field of Child and Youth Services and “Social Pedagogical Support” —

Shuji IKUTA

(Teacher Education Center for the Future Generation, Nara University of Education)

要旨: 本報告は、研究プロジェクト「子ども・若者支援専門職養成に関する総合的研究」(科学研究費補助金・基盤研究(B) 2013～2016年度)の成果と到達点、とりわけ“第三の領域”、「自立の5側面」、「社会教育的支援」の観点について成果と課題を報告する。

キーワード: 子ども・若者支援 child and youth services
社会教育的支援 social pedagogical support
第三の領域 the third field

1. はじめに

1. 1. プロジェクト研究の概要

「子ども・若者支援専門職養成に関する総合的研究」(日本学術振興会 科学研究費補助金・基盤研究(B)2013～2016年度)の趣旨・目的・方法は以下の通りである。

◎趣旨

子ども・若者の自立支援(子ども・若者支援)という教育・福祉的課題に資する専門職の概念と構造の検討、それに基づく養成システムの構築にある。その際、「自立の側面」、専門職のコンピテンシー(資質能力基準)に着目して検討を行う。日本において「子ども・若者育成支援推進法」(2010年4月施行)、「子ども・若者ビジョン」(2010年7月策定)のもと、各種取り組みが展開されている現状を見据えつつ、更なる取り組みとして、子ども・若者の自立の課題に対応する専門職の養成を総合的に研究する。

◎目的

- ① 子ども・若者支援の現状と取り組みの整理
- ② その課題に対応する子ども・若者支援専門職の概念と構造の検討
- ③ 整理・検討に基づく専門職養成の在り方の提案

◎方法

「子ども・若者支援に関わる現状・課題分析」の領域、ならびに「専門職養成に向けたカリキュラム編成・構築」の領域の2領域と4検討課題から検討を行う。

1. 「現状・課題分析」領域の検討課題

(I-1) 不登校・引きこもり問題などを含む「自立の4側面」に即した問題状況の分析

(I-2) 自立を支援する多様な支援システム・取り組みの状況分析

II. 「専門職養成に向けたカリキュラム編成・構築」領域の検討課題

(II-1) 日本における子ども・若者支援専門職の養成課程ならびに業務の分析

(II-2) ドイツ・イギリスなどヨーロッパにおける子ども・若者支援専門職の養成課程ならびに業務の分析

1. 2. 研究の背景と成果の観点

1990年代以降、新自由主義的な社会構造改革のもとで拡大した格差や就労環境の悪化を是正・修正する社会的包摂・統合の方向性が模索されている。その中で、子ども・若者支援が展開され、その一環として居場所づくりや学習・就労支援など、図1のユースソーシャルワーク的な取り組みが進んでいる(埋橋・大塩・居神 2015)。そのため、社会的困難層に焦点化したターゲット志向が強い(平塚 2012)。

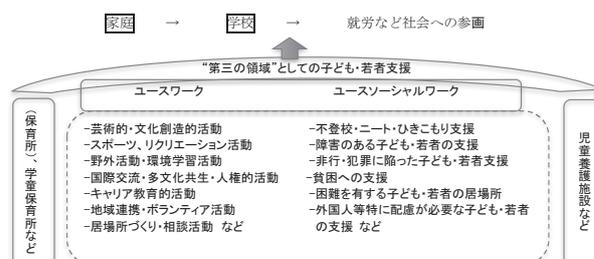
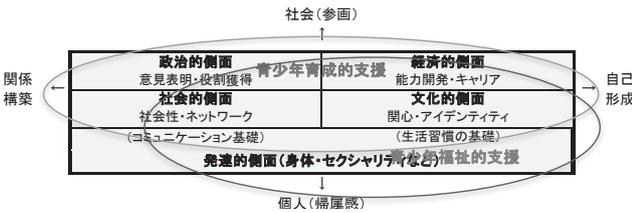


図1 “第三の領域”としての子ども・若者支援の枠組み

しかし、現実には、不登校・ひきこもり問題に顕著であ

るが、学校を離れると継続的な支援がなくなる問題、児童福祉の措置が原則 18 歳までという制約を含めて「人生の連続性での支援」がない問題がある。そのため、教育、雇用、福祉、保健・医療などの包括的な環境整備をめざす「若者移行政策¹⁾」と「支援が必要な若者に関与する人材の養成」の必要が提起されている(宮本 2015)。また、自立をめぐる経済的側面への志向性が強いいため、本研究の成果としての包括的な自立観「自立の 5 側面」(発達の側面、文化的側面、社会的側面、経済的側面、政治的側面)の視点が必要となる(図 2)(生田 2016c)。



○政治的側面……意見表明・役割獲得(参画:関わる・担う)	→プロジェクトなどの企画・運営
○経済的側面……能力開発(キャリアの基礎:知る・できる)	→学習、職場体験、就労支援など
○社会的側面……社会性形成(相互理解:交わる・分りあう)	→様々な出会い・活動
○文化的側面……アイデンティティ(ID)構築(居場所:気づき・興味)	→居場所、文化・スポーツ
○発達の側面(身体・セクシャリティなど)	
・衣食住など人間的な生活を送る上で必要となる生活習慣の基盤を形成する段階	

図2 子ども・若者の「自立の5側面」と支援の枠組み

総じて、日本の子ども・若者支援には次の三つの欠損がある(生田 2016b)。

- (1) 家庭、学校と並ぶ、30 歳頃までの子ども・若者期を支援する包括的な領域の欠損
- (2) それに従事する専門職の欠損
- (3) それを支える学問領域の欠損

これらの欠損の発見は、本研究プロジェクトの代表者・分担者が行った 2004 年度からの青少年自立援助システムの日独社会教育比較研究などを通してであった(生田・大串・吉岡 2011)。欠損への問題意識から、2013 年度から本研究において、子ども・若者支援専門職養成の枠組みについて総合的に追究してきた。これらの実績により、子ども・若者支援を検討する独自の観点は下記である。

第一に、子ども・若者支援の“第三の領域”(図 1)としての確立である。ドイツにおいて教訓的であるのは、“第三の領域”としての青少年援助(Jugendhilfe)が権利であると児童・青年援助法(1990 年)に明記されている点である。つまり“第三の領域”の観点は、子ども・若者のだれもが地域の中で生活し、学び、活動し、働くことを大切にする「切れ目のない支援」のあり方を構築することである。

第二に、“第三の領域”(図 1)が包含するのは、広範な層を対象としたユニバーサルな活動支援(ユースワーク)を基盤に、特別な必要を有する人への支援(ユースソーシャルワーク)の観点である。つまり、「ユニバーサルを踏まえたターゲット・サービス」の観点である。こうした教育・文化・福祉・労働などの側面からの総合的な自立支援のあり方が求められる(増山均 1997)。

第三に、“第三の領域”の包括的な自立支援のための専門的能力(表 1)、ならびに大切にすべき「社会教育的支援」の視点(表 2)である。個々人の存在・可能性・成長の視点から、三つの層(自分づくり、仲間づくり、地域づくり)での関わりの構築が重要となる(水野・遠藤 2007)。

これらの三点を踏まえる重要性和それを支える専門職のあり方の検討は、「権利としての子ども・若者支援」を構想することでもある(生田 2016b)。

表 1 専門的能力の 4 要素

ナレッジ(知識)	社会制度や資源、若者に関わる問題についての知識 ……専門領域にとどまらない広範な知識基盤
スキル(技能)	課題に向かうための技能(個人・グループ・システムに働きかける)
センス(感受性)	社会的ニーズを発見するなど、「状況の要請に対する必要な感受性」(石井完一郎)
マインド(価値観)	支援のあり方や専門性を支える、大切にすべき考え方(価値観や倫理観を含む)

表 2 子ども・若者への「社会教育的支援」の視点(仮説)

支援の視点	・自発性、すなわち思い・関心・願いを踏まえる (個の存在の重視)
	・自主的・主体的な活動を活性化(個の可能性の重視) ・個人的および社会的成長を支援する (個と集団の成長の重視)
支援の三層構造	・自分づくり…個々に関わる活動 ・仲間づくり…グループに働きかける活動 ・地域づくり…社会システムやコミュニティとの関係を紡ぎ直す活動

以上、「欠損」を克服し、日本において子ども・若者支援の整備とその支援者の「専門的能力」の向上のためには、“第三の領域”、“自立の 5 側面”、“社会教育的支援”の観点が重要となる。本論では、これらの観点について成果と課題を報告する。

2. “第三の領域”の必要性和枠組み

“第三の領域”が未整備であることによる弊害は下記の点にある(参照:生田 2016b)。

- (1) 教育、福祉、労働など省庁縦割りの対応により、教育から福祉・就労への橋渡しなどを含めて「人生の連続性での支援」がなく「支援が途切れてしまう現状」がある。このため、支援者の側でも、若者に「関わりたくても関われない現実」と「葛藤」、また支援者自身の就労不安がある。
 - (2) 特に、学校を離れた後の継続的な支援が弱い。
 - (3) 支援従事者の養成・研修の体系・系統性の未確立である。キャリア・コンサルタントやユース・アドバイザーなど、就労支援や個別対応が中心となりがちである。
 - (4) 権利としての子ども・若者支援の位置づけがない。これは、(1)の支援の細切れ状況の根源となっている。
- 以上の弊害からの脱却、そして先に取り上げた 3 つの

「欠損」の克服のためにも、第一の課題である「子ども・若者支援の“第三の領域”としての確立」が重要となる。

本プロジェクトは、図1の通り、子ども・若者支援の目的、領域などについて、(試案)「“第三の領域”としての子ども・若者支援の枠組み」(以下、「枠組み」)を提起している(2016年日本社会教育学会六月集会報告より)。

「枠組み」から、ユースワーク(青少年育成的支援)は、子ども・若者の思い・関心・願いに寄り添いつつ、若者の主体的・自主的な行動を促し、共に関わり企画し決定する共同決定・共同形成に向けて、5つの自立の側面、とりわけ文化的、社会的、政治的側面において展開している。ユースソーシャルワーク(青少年福祉的支援)は、自立の発達の側面を含め、自己の「存在と帰属感」を確かめ合いながら、自分づくりを仲間づくりと関わらせ文化的側面と社会的側面を支援し、経済的側面での展開を志向している。

「枠組み」ならびに「自立の5側面」は、人間の精神的成長に向けて、自立の各側面から実践者が若者と関わりを持つことを意味している。自らの実践の自己理解ならびに実践者集団の相互理解を深めるための作業仮説の枠組みである。これらの検討により実践者・ワーカーの専門性が浮かび上がってくる。

〔試案〕“第三の領域”としての子ども・若者支援の枠組み

◎機能……子ども・若者の成長のための豊かな場を保障し、「子どもから大人への移行を支援」するため、家庭・学校・地域の諸資源と連携し、「社会教育的支援」の視点(表1,表2)などのアプローチ³により、子ども・若者の自立と社会的包摂・統合を志向する。

すべての子ども・若者の活動や参画の機会の拡充を図るユースワーク(下記(1))を基本的なものとし、その上でターゲットを定めたユースソーシャルワーク(下記(2))が展開される。

(1)ユースワーク(青少年育成的支援)

ユースワークは、主に家庭・学校・職業生活以外の場面において、子ども・若者(以下、若者)の思い・関心・願いに寄り添いつつ、若者の主体的・自主的な行動を促し、そして共に関わり企画し決定すること

(共同決定・共同形成)を促す機会の提供や場づくりなどを行う。それにより、若者が自己決定し、場や集団・社会における役割と責任を担い、参画するよう発達を支援することを目的とする。ユースワークの領域に含まれる主なものは図1の通りである。

(2)ユースソーシャルワーク(青少年福祉的支援)

とりわけ、社会的不利益、あるいは個人的困難のため課題に直面し、家庭、学校、職場に居場所がない若者に対しては、若者自身の自己のアイデンティティの拠り所となる場や人との関わりの機会の提供や社会的な関係性の構築など、自立に向けた支援を行う。その支援により、社会的・職業的移行を促し、社会的統合

(社会の一構成員としての関与とともに、相互理解・交流の促進による共同意識の形成)を図る。

以上の「枠組み」の通り、多様な若者が集い主体性を発揮できる活動の展開の中で、相談・支援のターゲット的な窓口にもアクセスできる仕組み作りが求められている。また、その逆もあり、ターゲット型の事業がユニバーサル的な活動と関連づけながら展開されることがユースワークの魅力ともなる(個人 ⇄ 居場所・小集団 ⇄ 集団・社会)。

たとえば、若者サポートステーションは「働くことに悩みを抱えている人が対象」と限定的である。このため、ユニバーサル的な活動に参加している、例えば「ダンスやバンドをやる若者」の場合、就労支援とは関係ないとみなされている。しかし、これらの若者も実はいろいろ課題を抱えており、そのニーズや課題に応えることができない状況がある。つまり、対象を限定したターゲット的な取り組みだけでは不十分であり、つながり連携することの重要性が“第三の領域”の観点のひとつでもある(参照:2013年12月7日集中学習検討会:白水崇真子氏報告)。

3. 「社会教育的支援」

3. 1. 「子ども・若者の自立」と「社会教育的支援」

自立とは「(養育者を中心としつつ、養育者に限らず)信頼できる他者との関係性を踏まえつつ、その関係を基盤として自己の能力や世界観、主体性を獲得・拡張していくことで、自己決定能力を獲得していく(自己実現を果たしていく)こと」だと考えられる(2016年日本社会教育学会六月集会報告より)。

「自立の5側面」の図に示したとおり、自立を構造的にとらえ、様々な側面に配慮しながら支援を行うことが求められる。また、現代では若者の抱える課題が複雑化したことで、一面的な支援では成立し得なくなりつつある。

そうした中で求められるのは、複雑化する若者の課題を読み解くため、若者自身に寄り添っていく能力であり、そのための「センス」「マインド」である。また、課題を把握してから適切に対処するための「スキル」「ナレッジ」も不可欠である。

「支援」という言葉の問い直しも重要な課題である。若者支援全国協同連絡会(2016: 84-89)では、「協同実践」という用語を提唱している。その含意は、実践者相互の連携・学びあいを可能とする「実践コミュニティの構築」、「若者自身が主体となっていくことを支えるという姿勢」、「目の前の課題に対し、支援者は若者と協同して取り組んでいく」ことなどである。そのためには、『若者支援』を『若者への支援』にとどめることなく、『若者が生きられる社会づくり』に向けた協同的な実践運動として捉えていくことが必要」だと提起している。

この「協同実践」の観点は、「支援の諸相」(遠藤・水野

2006) ならびに「ユースサービスにおけるワークの 3 つの層」(水野 2009: 162)の提起を「社会教育的支援」(表 2)として整理した点と関連している。

「支援の三層構造」を見通しつつ活動を展開し、若者の成長・発達を支援するという「社会教育的支援」は、『個人の個別ニーズに応える』よりも地域コミュニティの中での関係性を育てる」という「社会教育固有のもの」としてのアプローチである(乾 2013: 65-66)。それは、エンプロイアビリティ就業能力に偏る傾向がある若者支援のあり方を克服するアプローチである。

なお、この場合の「社会教育」概念は、法制度上の概念として学校教育、家庭教育に対置するものではなく、国民の自己教育、相互教育による広義の学習活動の展開とそれへのサポートという機能を意味している。

「社会教育的支援」は、学校教育においても有効である。本プロジェクトとは別の展開であるが、一例として、「チーム学校」的な取り組みの捉え返しである東京都教育庁の施策を検討してみよう。

◎都立学校「自立支援チーム」派遣事業

東京都教育庁では、2016 (平成 28) 年度より、都立学校「自立支援チーム」派遣事業が展開されている (以下、梶野・土屋 2016 より)。「自立支援チーム」の業務は、「都立高校や学校経営支援センター等と緊密に連携しながら、多様かつ複合的な要因を背景として不登校になり又は中途退学 (進路未決定のまま卒業) するおそれがある生徒等を対象として支援業務を実施する」ことである。その所轄は、地域教育支援部生涯学習課である。

「自立支援チーム」を社会教育の部局が施策化したのは、
 ・ネットワーク型行政を実現するノウハウを社会教育は有している、
 ・序列化が進む高校教育の下で、若者層が抱える課題が分化しており、特に学力中位層から下位層の高校では、社会教育の手法を取り入れることは非常に有効である⁴、
 という点がある。そうした点から、「自立支援チーム」に派遣されているのは、ユースソーシャルワーカーである。

ユースソーシャルワーカーは、「若者の成長を阻害する諸要因の解決を図りながら、若者 (高校生) が自立した社会人へと成長していくための支援を行う者 (教育と福祉を統合させた支援)」である。ユースワーカー (若者の個人的及び社会的成長とその社会的包摂を促す) とソーシャルワーカー (若者を取り巻く生活、家庭等の様々な問題の解決と軽減) の両側面を加味した役割を担っているといえる。

以上の東京都のユースソーシャルワーカーが高校現場と生徒に関わるアプローチは、「社会教育的支援」と重なっている。「社会教育的支援」は、ソーシャルワーク的な支援とは共通点が多いものの、若者の成長・発達の支援という点ならびに将来の「自立」への道筋を展望することにつながる点が特徴的である。

一般的に、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士、精神保健福祉士などが展開するソーシャルワークは、クライアントの生活課題や人間関係上の問題についての環境調整ならびに課題解決に向けた支援の展開が主である。そして、それによる人間の福利 (ウェルビーイング) の増進を目的とする(生田 2016a: 262)⁵。

これに対して、「社会教育的支援」を踏まえた子ども・若者支援の活動は現在の若者の状況とニーズに基づく需要型であり、自発性と関係性を大切に場づくりや環境づくりをするインフォーマル学習あるいはノンフォーマル学習と関連している。その意味でも、共に作っていく社会構成的アプローチならびにケイパビリティ・アプローチの一環であるといえる。

3. 2. “第三の領域”の専門性に関わって大切にすべき価値と「社会教育的支援」

支援従事者の専門性に関わって、“第三の領域”の子ども・若者支援に関わる団体・ワーカーは、学校に代表される「評価と監視のまなざし」とは異なる、子ども・若者の主体性を育む価値や考え方を持っていること、そして「子どもが主役になれる、多様な関係性を織りなす環境づくり」の中で「子どもが主役になれるように言葉を拾う、聞く、行動を合わせていくような取り組み」が重要となる(参照: 2013年12月7日集中学習検討会: 村井琢哉氏報告)。

このように、「マインド」において、若者一人ひとりの存在と可能性を大切にすることは、就労に還元されない「居場所」となるコミュニティの創造、福祉や教育の枠組みとも相互に関連する文化領域での自由空間の創出やアニメーション (生命・精神の躍動) の創造 (表 3) などを含む。その中で、子ども・若者が生き生きと主役になれる「何もしない専門性」などの観点が大切になる(生田 2016b)。

表 3 アニメーションと教育・福祉 (増山 1997: 197-198 より作成。参照: 川野 2016)

教育	労働と市民生活にむけて子どもの能力・技術・学力をていねいに育てていく。素質・可能性を豊かに発達させていく。	エデュケーション
文化	子どもたち一人ひとりが、ありのままその魂 (精神) を自由にのびやかに輝かせながら、生き生きした生活を築き上げていく姿を、大人も子どもたちといっしょに楽しんでいく。	アニメーション
福祉	子どもの命・身体・心をやさしく守る。愛護・保護しつつ育成する。	プロテクション

以上の整理の通り、日本において、家庭や学校の持つ関係性だけではなく、アニメーション的な発想を踏まえ、自発的で多様な関係性であり場である“第三の領域”を豊かに構想する必要がある。そして、子ども・若者支援を検討する際には、子ども・若者の成長を「自立の 5 側面」を踏まえて支援すること、若者支援の三層構造とそれに連動する「社会教育的支援」が重要となる。

特に「社会教育的支援」の担い手に必要な能力として、

第一に若者に寄り添う共感能力と柔軟性、第二に若者と一緒において、寄り添って支援する基本的な能力（若者支援の基本的な知識とスキル）、第三に専門分野に関わる能力、という指摘がある（2014年10月16日、日独ユースワーク専門家会議）。第一はマインド、センス的な側面であり、第二はナレッジ、スキルの側面といえる。

なお、「社会教育的支援」は、ソーシャルワーク的支援などとの異同を含め、その内容と方法をさらに吟味する必要があり、今後の課題となる。

4. まとめと今後の課題

以上、2013年度～2016年度は、第1ステップ「子ども・若者支援とその専門職養成・研修の枠組みの整理」段階として、子ども・若者支援専門職養成研究所を設置し、協力4団体（さっぽろ青少年女性活動協会、よこはまユース、京都市ユースサービス協会、こうべユースネット）との議論に基づき、主に下記の検討・分析を行った。本報告は、第1点目に関するものである。

○子ども・若者支援に関わる現状・課題分析のとりまとめ（“第三の領域”、自立のあり方、社会教育的支援など）

○養成・研修システムの枠組み・構想のとりまとめ（システム構築と研修ハンドブック作成検討など）

今後の展開として、2017年度～2020年度は、第2ステップ「子ども・若者支援とその専門職養成・研修の具体的な展開」段階と位置づけ、養成・研修システムの検討、“第三の領域”の構築に向けたネットワークの構築などを含め、下記の点が主な課題となる。

○“第三の領域”研究：Social Pedagogyの分析など

○社会教育的支援研究：居場所づくり、文化活動、学習・労働・就労・福祉的支援などの検討

○専門性研究・育成：「子ども・若者支援士」プログラム

注

1) 政策の重点(宮本 2015: 242-244)は、以下の通りである。

- ・移行期の試行錯誤を認める、
- ・職業教育・訓練機会を保障する、
- ・非正規雇用労働者の処遇見直し、
- ・失業と離転職が負の経験とまらない社会体制、
- ・積極的労働市場政策と仕事の多様化、
- ・支援環境の豊富化、
- ・社会への参加を保障する能動的福祉政策、
- ・若者の社会保障制度の構築

4つの柱(宮本 2015: 241f)として次の点が掲げられている：1. ＜学び＞学校教育の改革とオルタナティブな学びの場を作ること、2. ＜つながり＞若者の社会参加を支える仕組み作り、3. ＜生活支援＞若者が生きていく生活基盤作り、4. ＜出口＞働く場・多様な働き方を増やす。

2) 児童・青年援助法(Kinder- und Jugendhilfegesetz (KJHG))

第1条(1) すべての若者は、成長のための支援を受け、責任感と社会性のある人格に育てられる権利を有する。 (2) (略)

(3) 青少年援助は、この権利の実現のため、特に

1. 若者の個人的・社会的成長をうながし、不利な条件を除去ないし削減する。
2. 親および他の親権者の教育相談にのり、教育を支援する。
3. 児童・青年の福祉のために安全対策を講じる。
4. 若者とその家族にとって好ましい生活条件、ならびに子どもと家族にやさしい環境の維持・創出に貢献する。

3) 相談援助、学習支援、就労支援、福祉的支援、医療的支援など。

4) 校内カフェなどの居場所づくり、教員以外の「意味ある他者」としての大人との出会い（ユースソーシャルワーカーの存在）、キャリア教育・職業教育の充実などが期待されている。

5) ソーシャルワークの定義（日本ソーシャルワーカー協会「倫理綱領」2005年）：ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

参考文献

- 生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹(2011)『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ—』有信堂。
- 生田周二(2016a)「子ども・若者支援専門職養成の構想試論—ユースワークを中心に—」『奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要』第2号 pp.259-263。
- 生田周二(2016b)「権利としての子ども・若者支援—“第三の領域”の構築に向けて—」『月刊社会教育』723号、pp.3-9。
- 生田周二(2016c)「子ども・若者支援と自立の枠組み—“第三の領域”の構築に向けて—」『奈良教育大学教育学部紀要』第65巻第1号（人文・社会科学） pp.183-193。
- 乾彰夫(2013)「労働・コミュニティからの排除と若者支援—社会教育へのひとつの問題提起—」日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント』東洋館出版社、pp.56-67。
- 埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著(2015)『子どもの貧困/不利/困難を考える II—社会的支援をめぐる政策的アプローチ—』ミネルヴァ書房。
- 遠藤保子・水野篤夫(2006)「青少年を支援する専門職

- (ユースワーカー) 養成と力量形成: ランカスター大学セント・マーチンズ・カレッジのカリキュラムを中心として」『立命館人間科学研究』12, pp.45-54.
- 梶野光信・土屋佳子(2016)「都立学校『自立支援チーム』派遣事業—施策化の経緯と展開—」日本学校ソーシャルワーク学会口頭発表資料(8月28日:法政大学多摩キャンパス)
- 川野麻衣子(2016)「子どもの権利の視点から子ども・若者の貧困をどう受け止めるか」子ども支援学研究会報告資料(1月30日).
- 平塚真樹(2012)「子ども・若者支援の政策と課題」田中治彦・萩原健次郎編著『若者の居場所と参加』東洋館出版社 pp.52-69.
- 増山 均(1997)『教育と福祉のための子ども観』ミネルヴァ書房.
- 水野篤夫・遠藤保子(2007)「ユースサービスの方法とユースワーカー養成のプログラム開発—ユースワーカー養成に関する研究会の議論から—」『立命館人間科学研究』14号 pp. 85-98.
- 水野篤夫(2009)「子ども・若者と社会教育:今求められるユースサービス」上杉孝實・小木美代子監修『未来を拓く子どもの社会教育』学文社 pp.144-168.
- 宮本みち子編(2015)『すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して—』岩波書店.
- 若者支援全国協同連絡会(JYC フォーラム)編(2016)『「若者支援」のこれまでとこれから—協同で社会をつくる実践へ—』かもがわ出版.